

改定後	改定前
<p>しんきんカード法人会員規約 第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） （略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 （略）</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。 （略）</p>	<p>しんきんカード法人会員規約 第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） （略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 （略）</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。 （略）</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号または、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当したことが判明した場合。 （略）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号<u>または第10号</u>の事由に該当したことが判明した場合。 （略）</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 （略）</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等） （略）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業<u>に関する</u>次の目的のため</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 （略）</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等） （略）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業<u>の</u>次の目的のために前項の</p>

<p>に前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 (略)</p>	<p>①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 (略)</p>
--	--